



# 医療保険

無配当  
集団扱

80歳型 初期入院給付特約・成人病入院倍額支払特約付 医療給付金付個人定期保険

## ご契約のおすすめ

保障内容・保険金額・保険料・保険期間などがお客さまご自身の意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

特

**1** 病気やケガを集団扱による割安な保険料で幅広く保障!  
1泊2日の入院も保障します。

**2** 退職後も継続可能!  
5年ごとの更新により80歳まで保障

長

**3** 医師による診査は不要!  
告知書扱いでお申込みいただけます。

**4** 配偶者・子どもだけを被保険者としてご契約も可能!

[集団名]  
財団法人 全国商工会議所共済会  
[引受保険会社]  
アクサ生命保険株式会社

# バラエティに富んだ充実の医療

## 保障内容

重要

〔入院給付金日額 5,000円〕

初期入院	<b>初期入院給付金</b> <small>〈初期入院給付特約〉</small>	病気または不慮の事故により継続して2日以上入院したとき (通算10回限度)	1回につき  <b>20,000円</b>
	<b>疾病・災害入院給付金</b>	病気により継続して8日以上入院したとき(1日目から給付) 不慮の事故により180日以内に5日以上入院したとき(1日目から給付) (1入院120日分、通算700日分限度)	1日につき  <b>5,000円</b>
手術	<b>手術給付金</b>	病気または不慮の事故により所定の手術を受けたとき (88種類)	1回につき  <b>25万円・15万円・7.5万円</b>
死亡・高度障害	<b>死亡・高度障害金</b>	病気により死亡または所定の高度障害状態となったとき	  <b>50万円</b>
	<b>災害・災害高度障害金</b>	不慮の事故により180日以内に死亡・所定の高度障害状態となったとき	  <b>100万円</b>
先進医療	<b>高度先進医療給付金</b> <small>〈高度先進医療給付特約〉</small>	所定の高度先進医療による療養を受けたとき 主契約入院給付金日額×技術料に対応する所定の給付倍率(305倍~5倍) (通算700日分限度)	技術料に応じて1回につき  <b>152.5万円~2.5万円</b>
難病	<b>特定疾患給付金</b> <small>〈特定疾患給付特約〉</small>	所定の特定疾患により継続して8日以上入院したとき (1疾患につき1回限度)	1疾患につき  <b>15万円</b>
成人病	<b>成人病入院給付金</b> <small>〈成人病入院倍額支払特約〉</small>	所定の成人病により継続して8日以上入院したとき (1入院120日分、長期入院給付金と合算し通算700日分限度)	1日につき  <b>5,000円</b>
	<b>長期入院給付金</b>	所定の成人病により継続して270日以上入院したとき (成人病入院給付金と合算し通算700日分限度)	1回につき  <b>50万円</b>

●対象となる成人病 → 悪性新生物(ガン)・心疾患・糖尿病・脳血管疾患・高血圧性疾患

◇給付金などのお受取りには所定の条件があります。詳しくは裏面「保険金・給付金などの支払事由と支払限度などについて」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

〔入院給付金日額 5,000円〕

## 給付事例

### 交通事故で60日入院(手術なし)

初期入院給付金 2万円  
 災害入院給付金  
 $5,000円 \times 60日 = 30万円$



### 胃潰瘍で30日入院・手術(内視鏡的止血術)

初期入院給付金 2万円  
 疾病入院給付金  
 $5,000円 \times 30日 = 15万円$   
 手術給付金  
 $5,000円 \times 15倍 = 7.5万円$



# 療保障

## プランのお取扱い 重要

### ●ご契約日・責任開始期

毎月5日までに全国商工会議所共済会に到着した申込書兼告知書については原則として翌々月1日がご契約日となります。ご契約日が責任開始期となります。

### ●お申込み資格および告知について

①契約者:財団法人全国商工会議所共済会に所属する各地商工会議所・連合会に勤務する常勤役職員  
被保険者:上記、常勤役職員および配偶者・子どもでご契約日現在4歳6ヵ月を超えて60歳6ヵ月までの方とします。  
配偶者・子どもだけを被保険者とするご契約もできます。

②申込書兼告知書は契約希望書到着後にご送付いたします。

③ご契約に際しては、各被保険者に申込書兼告知書の被保険者告知欄に記入していただきます。なお、告知事項は申込書兼告知書にてご確認ください。

告知内容によってはお申込みどおりに契約をお引受けできない場合があります。また、告知義務違反があった場合は保険金・各給付金のお支払いができなかったり、契約が解除となることがあります。

※責任開始期前に発生した傷害または病気が原因で入院した場合には、保険金・各給付金のお支払いの対象となりません。

※妊娠中の方は、お引受けができません。

④入院給付金日額は5,000円のみのお取扱いとなります。

ただし、アクサ生命引受の他のご契約との通算引受限度により、ご契約が制限される場合があります。

### ●保険期間および保険料払込期間

ご契約日から5年間ですが、自動更新により80歳に達するまで継続できます。

ただし、更新後の保険料は更新時の年齢および保険料率によります。

### ●解約時払いもどし金

ほとんどありません。(掛け捨て)

### ●保険料のお払込み

保険料は集団扱月払とし、毎月の保険料はご契約者ご指定の銀行口座より毎月自動振替されます。(第1回はご契約日の前月27日または当月3日振替。以後毎月27日または3日振替。ただし、金融機関休業日の場合は翌営業日)なお届出印鑑の相違や残高不足で初回から自動振替されなかった場合は、保険契約不成立(無効)となりますのでご注意ください。

保険料は同封の「医療保険保険料表」をご覧ください。

### ●受取人について

①死亡保険金・災害保険金の受取人はご指定いただけます。

②高度障害保険金・災害高度障害保険金および各給付金の受取人は被保険者となります。

### ●保険金などの請求

被保険者の給付の事由が発生したときは、アクサ生命営業店へお知らせください。

請求書類をご送付します。

### ●退職後のお取扱い

退職後も個人扱(口座振替扱)にて契約を継続することができます。

この場合、集団扱割引がなくなり保険料が若干高くなります。

手続は担当窓口へお申し出ください。

### ●税法上の取扱 ※平成23年9月現在

①払込保険料

生命保険料控除の対象となります。

(所得税法76・地方税法34・314の2)

②死亡保険金

法定相続人数×500万円まで非課税です。

(相続税法12-1)

③高度障害保険金・各給付金

非課税です。(所基通9-21)

5年ごとの更新により80歳まで保障

て」および



	保険金名・給付金名	お支払事由	お支払金額	支払限度
主契約	疾病入院給付金	病気により8日以上継続入院のとき	入院給付金日額×入院日数	1入院120日分/通算700日分
	災害入院給付金	不慮の事故で180日以内に5日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	1入院120日分/通算700日分
	手術給付金	病気または不慮の事故により治療を目的とした所定の手術を受けたとき	入院給付金日額×50・30・15	一部の手術を除き、お支払限度はありません※
	死亡保険金	病気により死亡したとき	入院給付金日額×100	お支払後この保険は消滅いたします
	高度障害保険金	病気により所定の高度障害状態になったとき	入院給付金日額×100	
	災害保険金	不慮の事故または所定の感染症により180日以内に死亡したとき	入院給付金日額×200	
	災害高度障害保険金	不慮の事故または所定の感染症により180日以内に所定の高度障害状態になったとき	入院給付金日額×200	
特約名	給付金名	お支払事由	お支払金額	支払限度
初期入院給付特約	初期入院給付金	病気または不慮の事故により2日以上継続入院のとき	主契約入院給付金日額×4	通算10回
高度先進医療給付特約	高度先進医療給付金	所定の高度先進医療による療養を受けたとき	主契約入院給付金日額×技術料に対応する所定の給付倍率(305倍~5倍)	通算700日分
特定疾患給付特約	特定疾患給付金	所定の特定疾患により8日以上継続入院のとき	主契約入院給付金日額×30	1疾患につき1回
成人病入院倍額支払特約	成人病入院給付金	所定の成人病で8日以上継続入院のとき	主契約入院給付金日額×入院日数	1入院120日分、長期入院給付金と合算して通算700日分
	長期入院給付金	所定の成人病で270日以上継続入院のとき	主契約入院給付金日額×100	成人病入院給付金と合算して通算700日分

- ・各給付金・保険金のお支払いは責任開始期以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を直接の原因とした場合に限り、主契約の範囲内で行われます。
- ・各入院・手術給付金は日本国内の病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設においての場合についてお支払いします。
- ・災害保険金・災害高度障害保険金・災害入院給付金のお支払いは、不慮の事故の日から180日以内に支払事由に該当した場合に限り、主契約の範囲内で行われます。なお、不慮の事故で180日経過した場合は疾病によるものとみなします。
- ・災害入院給付金と疾病入院給付金は重複してお支払いしません。(入院開始の直接の原因となった事由により、継続して入院されたものとして、)
- ・同時に2種類以上の手術を受けたときは、給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- ※ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみのお支払いとなります。

■初期入院給付金について

- ・初期入院給付金は1回の入院につき1回お支払いします。2日以上継続入院が2回以上ある場合で1回の入院とみなされる場合は、初期入院給付金は重複してお支払いしません。

■高度先進医療給付金について

- ・高度先進医療給付特約の給付対象となる「高度先進医療」とは、健康保険法などの公的医療保険制度に基づく「評価療養」のうち「高度の医療技術を用いた療養その他の療養」として厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」(以下「先進医療」)をその取扱が認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。
- ・ただし「先進医療」の取扱が認められた保険医療機関で「先進医療」と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が「先進医療」として実施されたものでない場合には、この特約による給付対象とはなりません。
- ・給付対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は、厚生労働大臣の認定が適宜見直されることに伴い変更となることがあります。また「先進医療」に係る技術料は取扱保険医療機関によって異なります。したがって、給付倍率表に記載の各給付倍率(最高給付倍率を含む)に該当する「先進医療」が、特約保険期間中、常に全て定められているとは限りませんのでご注意ください。

- ※対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関については、当社の営業店にご確認ください。
- ・高度先進医療給付金額は、「先進医療」に係る技術料に応じた所定の給付倍率(305倍~5倍)を主契約の入院給付金日額と同額に乗じた金額となります。「先進医療」に係る技術料と同額をお支払いするものではありません。

当社は法令などが改正された場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって高度先進医療給付特約の特約条項(給付金のお支払事由に関するもの)に限り、変更することがあります。

■特定疾患給付金について

- ・「特定疾患」とは、厚生省が昭和47年10月に定めた「難病対策要綱」に基づき実施されている難病対策のうち、特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患をいいます。(国が医療費助成の対象としている特定疾患です。従いまして、都道府県が独自に医療費助成を行っている疾患は対象になりません。)

- ※特定疾患名については、保険期間中変動しますので当社の営業店にご確認ください。

当社は、法令などが改正された場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の許可を得て、将来に向かって特定疾患給付特約の特約条項(給付金のお支払事由に関するもの)に限り、変更することがあります。

■手術給付倍率表

対象となる手術(88種類)	入院給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	50倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など45種類	30倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	15倍

- ・この保険は、契約者貸付・保険料の立替・払済保険へのお取扱いはありません。
- ・この保険は、仕組の上で満期保険金・配当金がなく、その分だけ保険料が安くなっています。
- ・この保険は、保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- ・この保険は、集団扱の疾病・医療保険です。従ってお申込みできるのは集団の所属員の方に限ります。

■自動更新について

- ・保険期間の満了の日の2ヵ月前までにご契約者が更新しない旨のお申し出をなさらない限り、ご契約は被保険者の健康状態に関係なく自動的に更新されます。
- ・更新のお取扱いは更新したご契約が終了する日の翌日の被保険者の保険年齢が80歳以内のご契約に限り、主契約の範囲内で行われます。
- ・ご契約を更新する場合には、各給付金の支払限度は更新前後を通算します。
- ・更新後の保険料は更新時の年齢および保険料率により計算します。

お申込みに際しては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

『ご契約のしおり・約款』は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてのご説明をしています。必ずご一読のうえ大切に保存してください。特に重要な事項については、『重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)』をあわせてご確認ください。

[お問合せ先]

(財)全国商工会議所共済会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-17-9 TCUビル6階  
TEL 03-3518-0181 FAX 03-3518-0184

[受保険会社] アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー  
TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店] アクサ生命保険株式会社 アクサ CCI推進本部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー  
TEL 03-6737-7570 FAX 03-6737-5825